

第10節 救急医療

(現状及び課題)

(1) 病院前救護体制の整備

県では、病院前の救護体制を確立し、救命率の向上を図るために、救急救命士に対する指示体制や救急活動の事後検証体制等のメディカルコントロール体制^{*}を検討する「大分県救急搬送協議会」を設置しています。

救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大等救急業務の高度化を図るためには、今後ともメディカルコントロール体制を充実していく必要があります。

また、メディカルコントロール体制のもとに適切な観察と判断等を行い、地域の特性と患者の重症度・緊急度に応じて搬送手段（ドクターカー、防災ヘリ、ドクターヘリ等）を選択し、適切な医療機関に直接搬送できる体制の整備が必要です。

※ 「メディカルコントロール体制」とは、消防機関と医療機関との連携により、①救急隊が現場からいつでも迅速に医師に指示、指導、助言を要請できる、②実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について医師による事後検証を行い、その結果を再教育に活用する、③救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行う体制をいいます。

① 救急救命士の育成

○ 救急救命士の業務については、平成 15 年 4 月から包括的指示による除細動の実施、平成 16 年 7 月から気管内チューブによる気道確保の実施及び平成 18 年 4 月からアドレナリン投与の実施（いずれも医師の具体的指示によるもの）、平成 21 年 4 月からアナフィラキシーショックに対するアドレナリン（エピネフリン）投与の実施が可能になっています。

また、平成 26 年 4 月から心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与（医師の具体的指示によるもの。以下、ショックへの輸液・ブドウ糖投与）が可能になるなど、その業務は拡大しています。

○ 大分県救急搬送協議会では、気管内チューブによる気道確保及びショックへの輸液・ブドウ糖投与の実施が可能な認定救急救命士を育成しています。平成 29 年 4 月 1 日現在、気管内チューブによる気道確保が可能な認定救急救命士数は 178 名、ショックへの輸液・ブドウ糖投与が可能な認定救急救命士数は 193 名となっています。

② 指示及び事後検証体制

○ 大分県救急搬送協議会の下に、「大分県メディカルコントロール協議会」を設置して、救急隊員が 24 時間医師に指示、指導、助言を要請できる体制を整備しています。

○ 県内を 7 ブロックに分け、各地域で事後検証会議を実施しています。

③ その他

- 平成 28 年 4 月 1 日現在、県内の 14 消防本部に 65 台の高規格救急自動車が導入されています。
- 平成 28 年 4 月 1 日現在、県下救急隊 60 隊のうち、救急救命士を配置しているのは、60 隊となっています。
- 傷病者の搬送及び医療機関による受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、平成 23 年 3 月に、傷病者の状況把握や搬送先医療機関の選定などについて定めた「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」を策定しています。
- 救急搬送に占める高齢者の割合は増加傾向にあります。

(2) 救急医療体制の整備

医療提供体制が希薄となる休日及び夜間における救急医療体制を確保するため、軽症患者の医療を確保するための「初期救急医療」、手術や入院が必要な重症患者の医療を確保するための「第二次救急医療」、頭部外傷等の重篤患者の医療を確保するための「第三次救急医療」と、体系的な救急医療体制の整備を推進しています。

この救急医療体制を維持していくためには、医療機関、搬送機関及び県民の協力が不可欠であり、また、初期から二次・三次へと後方病院につなぐ体制に加え、三次から二次・初期へと在宅生活につなぐ体制の整備が必要です。

① 初期救急医療体制

- 初期救急医療体制は、外来診療で比較的軽症な患者を受け入れるための体制です。
- 16 の郡市医師会が「在宅当番医制」及び「休日当番医制」などを実施するとともに、7 郡市医師会等が「夜間在宅当番医制」などを実施しています。
- 別府口腔保健センター（別府市歯科医師会）による「休日等歯科診療所」の運営のほか、他の圏域において休日等の「歯科在宅当番医制」を実施しています。

② 第二次救急医療体制

- 第二次救急医療体制は、初期救急医療施設や救急搬送機関との連携により、休日及び夜間における重症患者を受け入れるための体制です。
- 地域の実情に応じて、病院群輪番制病院（7 医療圏 40 施設）及び共同利用型病院（3 医療圏 3 施設）で実施しています。
- その他、救急医療体制として、救急病院等を定める省令に基づき、県知事が認定した救急告示病院等があります。
- 休日や夜間に、第二次救急医療施設に患者が集中することなどにより、地域の中核的病院の医師が疲弊し、その結果、医師不足に拍車をかけ、圏域内での第二次救急医療体制に影響を与えることが懸念されます。
- 市町村などの協力のもと、県民に対する救急医療施設の利用に当たっての配慮についての啓発が必要となっています。

③ 第三次救急医療体制

- 第三次救急医療体制は、初期及び第二次救急医療施設等との連携のもと、脳卒中、急性心筋梗塞や、重症外傷等の複数の診療領域にわたる重篤患者に対し、高度な専門的医療を総合的に実施するための体制です。
- 本県の救命救急センターは、昭和 53 年度に指定した大分市医師会立アルメイダ病院、平成 20 年度に指定した大分大学医学部附属病院、大分県立病院及び国家公務員共済組合連合会新別府病院の 4 病院となっています。そのうち、大分大学医学部附属病院については、平成 25 年 10 月に高度救命救急センターに指定しました。

④ 広域救急医療体制の整備

- 防災ヘリ「とよかぜ」の救急搬送業務を充実させるため、医療用資器材を整備するとともに、平成 18 年 11 月に救急業務出動基準を定め、出動要請の円滑化を図っています。
- また、平成 18 年 4 月には、福岡県が導入している*救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）について、共同運航に関する協定を結び、救急医療施設から遠く離れた地域の救急医療体制の充実を図っています。
※ 福岡県ドクターヘリは、久留米大学病院高度救命救急センターに配備されており、県内では中津市、日田市、九重町、玖珠町の 4 市町が運航区域です。
- さらに、平成 24 年 10 月には、大分大学医学部附属病院を基地病院とする本県独自のドクターヘリの運航を開始し、3 機体制でへき地等の広域救急医療を提供する体制を整備しています。

(3) 救命期後の医療提供体制の整備

- 在宅等での療養を望む患者については、在宅医療の提供に加え、訪問・通所リハビリテーションなどの実施など、社会福祉施設等と連携のうえ、在宅等での包括的な支援を行う体制の確保・充実が必要です。

(今後の施策)

(1) 病院前救護体制の整備

① メディカルコントロール体制の充実強化

- 第二次救急医療施設や救命救急センター等の協力のもと、救急救命士の教育の推進に努めます。
- 各地域毎に定期的に事後検証会議を開催し、事後検証体制の確立を図ります。
- 救急患者の救命率向上のため、高規格救急自動車の導入を促進します。
- 県下の全ての救急隊に、常時 1 名以上の救急救命士が配置される体制の整備を促進します。
- 傷病者の重症度・緊急度を判断し、的確な処置を行うために、医学的に吟味され救急現場にあった各種判断・処置の基準であるプロトコルを策定し、事後検証結果や処置範囲の拡大などを踏まえ随時改訂します。
- 「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」を適宜改定し、迅速かつ適

切に対応できる体制を整備します。

② その他

- 急性心筋梗塞等により心肺停止となった場合に、患者の近くにいる者が迅速に対応できるようにすることで、救命率の向上が期待できることから、市町村、関係団体と連携し、心肺蘇生法の講習の充実を図るなど、県民への普及に努めます。
- 救急車の適正利用について、救急の日等を活用した県民への啓発活動に努めます。

(2) 救急医療体制の整備

傷病者の救命率の向上を図るためには、できるだけ身近な医療機関で医療提供を行う必要があるため、救急医療に関する医療圏（以下「救急医療圏」という。）については、高次医療機能を有する医療資源の偏在等地域の実情などを踏まえ、10 医療圏を基本とします。

ただし、第二次救急医療、第三次救急医療については、単一の救急医療圏だけでは完結できない圏域もあることから、大分、別杵速見などによる支援（連携・補完）体制を設定します。

① 初期救急医療体制の整備・充実

- 在宅当番医制等による診療体制の確保に努めます。

② 第二次救急医療体制の整備・充実

- 地域の医師会や第二次救急医療施設の協力のもと、地域の医師の確保に努め、すべての救急医療圏での病院群輪番制病院及び共同利用型病院の確保に努めます。
- 初期、第三次救急医療施設及び救急搬送機関との連携を図り、傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供します。

③ 第三次救急医療体制の整備・充実

- 初期・第二次救急医療施設と救命救急センターとの連携を図るとともに、地域の実情に応じて他圏域の第三次機能を有する医療施設との地理的配置等による分担を行うことにより、体制の強化・充実を図ります。
- 救命救急センターをはじめ、救急医療施設の施設・設備整備を推進します。
- 地域などにおける新たな救命救急センターの設置についても検討します。

④ 広域救急医療体制の充実

- 大分県ドクターヘリ、防災ヘリ、福岡県ドクターヘリの 3 機のヘリコプターを活用した効果的な運用方法を検証するとともに、医療機関等の離着陸場の整備について検討するなど、広域救急医療体制の充実を図ります。
- 運航調整委員会や検証会などでの議論をもとに、「大分県ドクターヘリ運航要領」を適宜改定し、迅速かつ適切に運航できる体制整備に努めます。
- 他県ドクターヘリとの広域連携体制整備に向け、九州各県と議論を進めていきます。

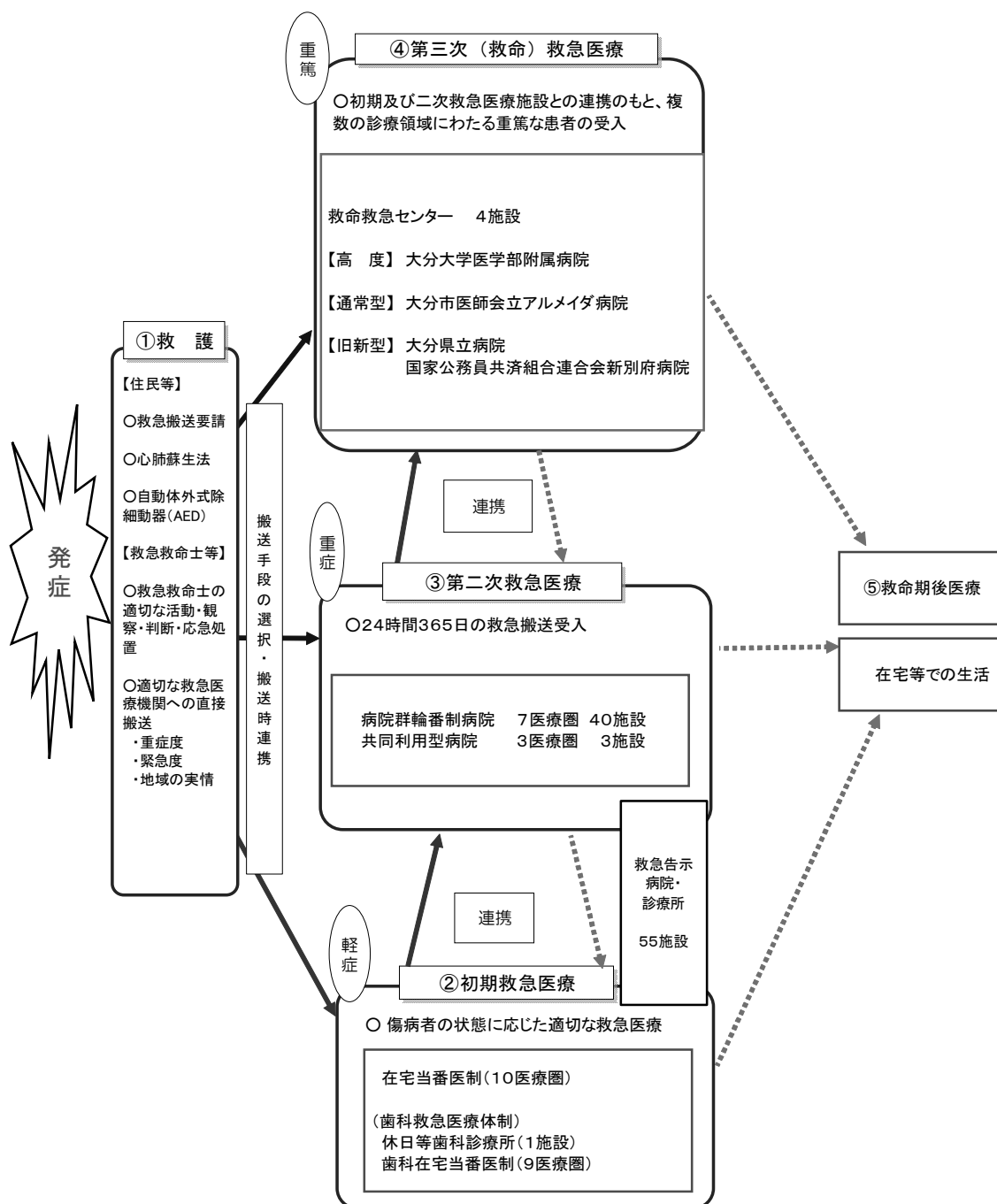
(3) 救命期後の医療提供体制の整備

- 救急医療機関と在宅等での療養を支援する医療機関、社会福祉施設等との診療情報や治療情報の共有及びその連携促進に努めます。

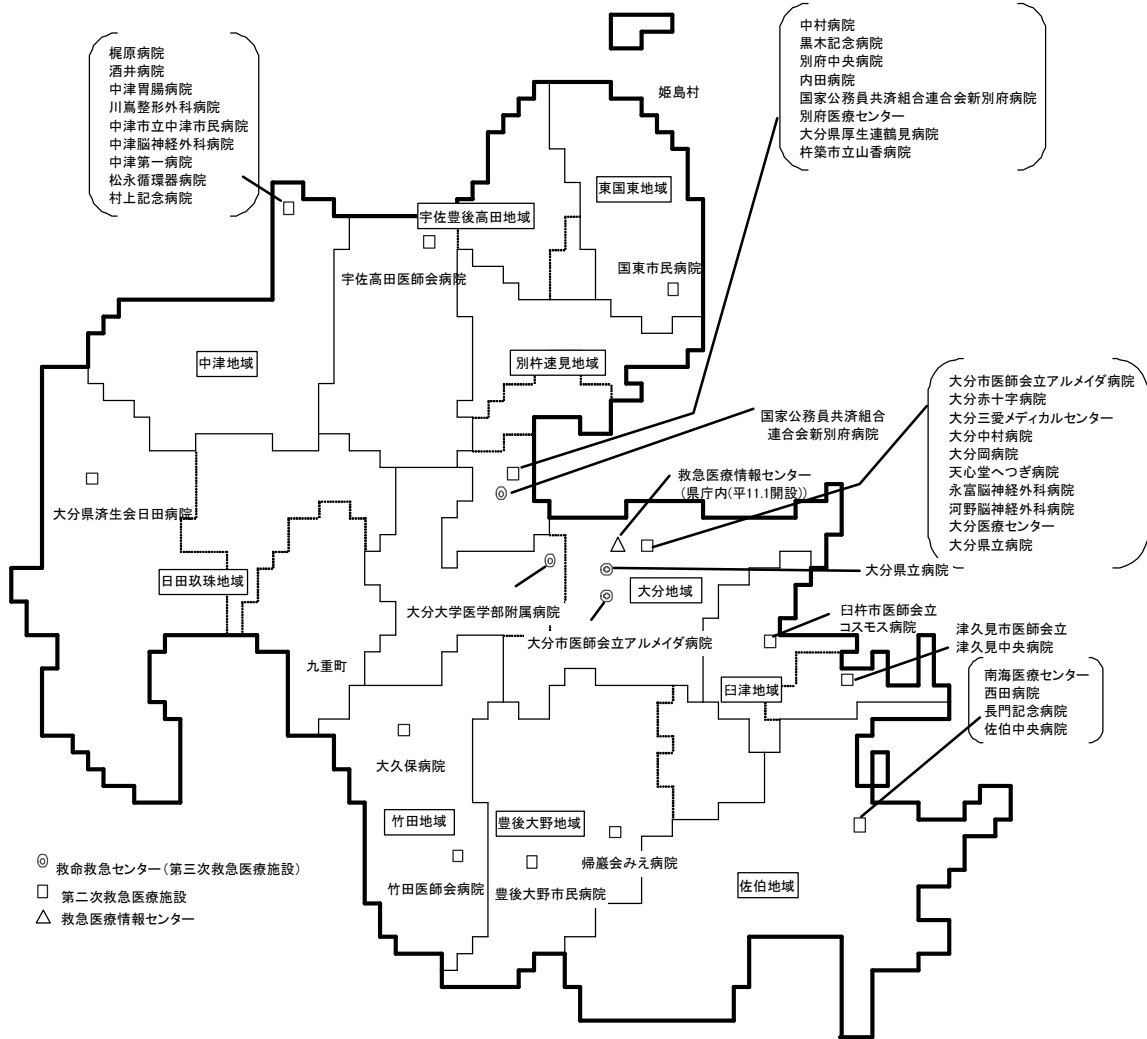
(目標)

項目	現 状 (平成 29(2017)年度末)	目 標 (平成 35(2023)年度)
救急自動車による医療機関への平均収容所要時間	35.0 分 (平成 27 年)	39.0 分以下 ※目標年度の推測時間 39.0 分 (消防保安室調べ)
初期救急医療体制の整備・拡充	在宅当番医制等 10 圏域 歯科在宅当番医制等 10 圏域	在宅当番医制等 10 圏域 歯科在宅当番医制等 10 圏域 ※ 現行体制の維持・充実
第二次救急医療体制の整備・拡充	病院群輪番制病院 7 圏域 共同利用型病院 3 圏域	病院群輪番制病院 7 圏域 共同利用型病院 3 圏域 ※ 現行体制の維持・充実
第三次救急医療体制の整備・拡充	救命救急センター設置数 高 度 1 施設 通常型 1 施設 旧新型 2 施設	救命救急センター設置数 高 度 1 施設 通常型 1 施設 旧新型 2 施設

救急医療の体制



救急医療体制図（平成 29 年 9 月 1 日現在）



救急医療圏及び救急医療連携体制図

二次医療圏	事後検証ブロック	救急医療圏	対象市町村及び救急医療体制		
			初期救急医療	二次救急医療	三次救急医療
東部	東部	東 国 東	国東市、姫島村		大分、別杵速見と連携
		別 杵 速 見	別府市、杵築市、日出町		大分と連携
中部	大 分	大 分	大分市、由布市		
	由 布				
南部	南部	臼 津	臼杵市、津久見市		大分、別杵速見と連携
		佐 伯	佐伯市		大分、別杵速見と連携
豊肥	豊肥	豊 後 大 野	豊後大野市		大分、別杵速見と連携
		竹 田	竹田市		大分、別杵速見と連携
西部	日田玖珠	日田玖珠	日田市、九重町、玖珠町		大分、別杵速見、福岡県久留米地区と連携
北部	北部	中 津	中津市		大分、別杵速見、福岡県北九州地区と連携
		宇佐豊後高田	宇佐市、豊後高田市		大分、別杵速見、中津と連携

救急関連医療機関一覧表

医療圏	医療施設名	救命救急センター	第二次救急医療機関	救急告示病院・診療所	所在地	電話番号(代表)
東国東	1 国東市民病院		○	○	国東市安岐町下原1456	0978-67-1211
	2 あおぞら病院			○	国東市国東町小原2650	0978-72-0455
別府連見	1 国立病院機構別府医療センター		○	○	別府市大字内蔵1473	0977-67-1111
	2 大分県厚生連鶴見病院		○	○	別府市大字鶴見4333	0977-23-7111
	3 中村病院		○	○	別府市秋葉町8-24	0977-23-3121
	4 国家公務員共済組合連合会新別府病院	○	○	○	別府市大字鶴見3898	0977-22-0391
	5 別府中央病院		○	○	別府市北のヶ浜町5-19	0977-24-0001
	6 黒木記念病院		○	○	別府市照波園町14-28	0977-67-1211
	7 内田病院		○	○	別府市末広町3-1	0977-21-1341
	8 杵築市立山香病院		○	○	杵築市山香町大字野原1612-1	0977-75-1234
	9 杵築中央病院			○	杵築市大字杵築120番地	0978-62-3080
	10 サンライズ酒井病院			○	速見郡日出町3156番地1	0977-72-2266
	11 鈴木病院			○	速見郡日出町3904番6	0977-73-2131
大分	1 大分県立病院	○	○	○	大分市大字豊饒476	097-546-7111
	2 大分大学医学部附属病院	○		○	由布市挾間町医大ケ丘1-1	097-549-4411
	3 大分赤十字病院		○	○	大分市千代町3丁目2-37	097-532-6181
	4 今村病院			○	大分市大手町3丁目2-29	097-532-5181
	5 大分三愛メディカルセンター		○	○	大分市大字市1213番地	097-541-1311
	6 大分中村病院		○	○	大分市大手町3丁目2-43	097-536-5050
	7 国立病院機構大分医療センター		○	○	大分市大字横田2-11-45	097-593-1111
	8 大分岡病院		○	○	大分市西鶴崎3丁目7-11	097-522-3131
	9 大分こども病院			○	大分市大字片島83-7	097-567-0050
	10 大分健生病院			○	大分市古ヶ鶴1丁目1-15	097-558-5140
	11 天心堂へつぎ病院		○	○	大分市大字中戸次二本木5956	097-597-5777
	12 永富脳神経外科病院		○	○	大分市西大道2-1-20	097-545-1717
	13 河野脳神経外科病院		○	○	大分市森町250-7	097-521-2000
	14 佐賀関病院			○	大分市大字佐賀関750-88	097-575-1172
	15 大分市医師会立アルメイダ病院	○	○		大分市大字宮崎1509-2	097-569-3121
	16 永富記念病院			○	大分市大字玉沢78番地	097-548-7733
	17 医療法人輝心会大分循環器病院			○	大分市大字三芳320番3	097-544-8800
	18 湯布院病院			○	由布市湯布院町川南252	0977-84-3171
	19 大分記念病院			○	大分市羽屋9組5	097-543-5005
臼津	1 臼杵市医師会立コスモス病院		○		臼杵市大字戸室字長谷1131-1	0972-62-5599
	2 津久見市医師会立津久見中央病院		○		津久見市大字千怒6011番地	0972-82-1123
佐伯	1 西田病院		○	○	佐伯市鶴岡西町2-266	0972-22-0180
	2 御手洗病院			○	佐伯市蒲江大字蒲江浦2215-9	0972-42-0003
	3 長門記念病院		○	○	佐伯市鶴岡西町1-11-59	0972-24-3000
	4 南海医療センター		○	○	佐伯市常盤西町11番20号	0972-22-0547
	5 佐伯中央病院		○	○	佐伯市常盤東町6番30号	0972-22-8846
	6 菅根病院			○	佐伯市長島町2-18-24	0972-23-8877
竹田	1 竹田医師会病院		○	○	竹田市大字拝田原448	0974-63-3241
	2 大久保病院		○	○	竹田市久住町大字栢木6026-2	0974-64-7777
豊後大野	1 豊後大野市民病院		○	○	豊後大野市緒方町馬場276	0974-42-3121
	2 婦麻会みえ病院		○	○	豊後大野市三重町赤嶺1250番地1	0974-22-2222
	3 福島病院			○	豊後大野市三重町市場231番地	0974-22-3321
日田珍珠	1 大分県済生会日田病院		○	○	日田市大字三和643-7	0973-24-1100
	2 日田中央病院			○	日田市淡窓2丁目5-17	0973-23-3181
	3 聖陵岩里病院			○	日田市大字高瀬16-18	0973-22-1600
	4 一ノ宮脳神経外科病院			○	日田市竹田新町690-14	0973-24-6270
中津	1 中津市立中津市民病院		○	○	中津市大字下池永173	0979-22-2480
	2 梶原病院		○	○	中津市中殿町3-29-8	0979-22-2535
	3 酒井病院		○	○	中津市中央町1丁目1-43	0979-22-0192
	4 川嘉整形外科病院		○	○	中津市大字宮夫17番地	0979-24-0464
	5 中津脳神経外科病院		○	○	中津市大字福島1055	0979-32-2555
	6 医療法人社団中津胃腸病院		○	○	中津市大字永添510	0979-24-1632
	7 松永循環器病院		○	○	中津市中央町1-3-54	0979-24-6060
	8 中津第一病院		○	○	中津市大字宮夫252番地の2	0979-23-1123
	9 村上記念病院		○	○	中津市諸町1799	0979-23-3333
宇佐 豊後高田	1 佐藤第一病院			○	宇佐市大字法鏡寺77-1	0978-32-2110
	2 高田中央病院			○	豊後高田市新地1176-1	0978-22-3745
	3 黒田整形外科			○	宇佐市大字上田1510	0978-37-2255
	4 宇佐高田医師会病院		○		宇佐市大字南宇佐635番地	0978-37-2300